

第3回浜田市地域公共交通活性化協議会

令和5年3月27日（月）

1、浜田市地域公共交通の策定について

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下[活性化再生法]という。）の改正に伴い、令和6年6月末迄に、地方公共団体に於いて地方交通に関するマスタープランとなる計画[地域公共交通計画（以下[法定計計画]という）]を策定することが努力義務化されました。

（1）、法定計画の概要

、法定計画では、（仮称）浜田市地域公共交通計画となり、計画期間は令和6年度～11年度までの6年間、策定機関は令和5年4月から令和6年3月までとする。公共交通の現状整理、新計画で実施する施策など法定計画の策定に伴い、これにより現行の第2次浜田市公共交通再編計画は、令和6年3月31日をもって終了となります。

（2）、法定協議会の概要

任期は2年で令和5年4月1日～7年3月31日までとし、構成員は現行と変更なし。規約の第9条に部会が追加され、地域協議員は部会に籍を置く事となり任期は2年です。

法定協議会は7月・11月・12月・2月と予定なら4回実施されます。

2、新型コロナウイルス感染症に係る支援事業について

（1）新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援給付金

一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、タクシー一台あたり3万円の給付金を給付。実績3,960千円（11社）

（2）交通系ICカード導入支援事業補助金

石見交通株式会社に対して、県や他市町村と協調して、ICカードICOCA導入に係る経費を補助す。実績（見込み）22,227千円（市の負担）

（3）原油価格高騰対策地域公共交通事業者支援事業補助金

各月燃料使用量を乗じて得た額を補助する。

（実績（見込み）2,260千円（11社）

3、JRの利用促進に関する取り組みについて

駅周辺での会議を開催し、鉄道利用に率先して取り組む企業や団体に対して支援を行う。